

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 〇〇〇〇 外117名

被告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 〇〇〇〇 外92名

被告 国

## 原告準備書面(21)の口頭弁論要旨 (原告ら陳述書による立証について)

2019年(令和元年)5月20日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 中 村 尚 志

- 1 原告ら準備書面(21)では、原告らの陳述書によって立証する内容、すなわち、新安保法制法の制定・施行により原告らが受けた精神的苦痛の概略を説明しています。
- 2 本件訴訟の原告らは、第1陣(平成28年(ワ)第159号)が被爆体験者を含む原爆被爆者及びいわゆる被爆二世であり、第2陣(平成29年(ワ)第135号)の原告らは様々な年代や職業、人生経験を持つ方々です。
- 3 被爆者である原告らの被爆体験は、壮絶・凄惨なものです。

原爆の炸裂によってひどい火傷やけがを負った方、爆風で飛ばされたガラスの破片が体に突き刺さり血だらけになった方、脱毛、発熱、下痢などの放射線による急性症状に苦しんだ方。中には生死の境をさまよった方もいました。

被爆後の爆心地付近は、あたり一面焼け野原となり、黒焦げの死体や血まみれの死体、やけどにより男性か女性かもわからない死体やけが人があふれていました。その中を郊外に避難するため、逆に親族を探すために爆心地付近を通過した原告の方も大勢います。

そして、原告らの多くが、原爆によって家族、親族、知人を失いました。

被爆者である原告の中には、被爆による放射線の影響で発症したと考えられるがんなどの疾病に罹患した方もおり、常にいつ自分がかんや白血病などの疾病を発症するかもしれないという不安と恐怖を抱えています。その不安や恐怖からは一生逃れることはできません。

4 被爆二世である原告らも、被爆者である親から、壮絶な被爆体験を聞かされました。また、放射線の影響で苦しんだり死に至った親、近親者、知人などの姿を間近で見て来ました。原爆放射線の遺伝的影響はまだ科学的には解明されておらず、自らもいつがんや白血病などの死に至る病気に罹患するのだろうかという健康不安や恐怖を抱えています。

5 第1陣の原告らは、そうした自らの体験から、誰よりも平和を切実に求め、戦争や原爆の惨禍・苦しみをもう誰にも経験して欲しくないという必死の思いを抱いて今日まで生きてきました。

原告らは、先の大戦の反省から生まれた日本国憲法の平和主義を人格の中心に位置づけ、自らのアイデンティティーを確立してきました。

6 第2陣の原告らは、被爆者、戦争体験者、元教師、元公務員、マスコミ関係者、大学教員、労働組合活動に関わってきた者、平和運動に関わってきた者、原爆や原発をテーマにした漫画の執筆者、幼い子を持つ親、県議会議員、元自衛隊員、軍人を父に持つ者、牧師など、様々な人生経験やバックボーンを持つ方々です。

例えば、戦争体験者の原告は、太平洋戦争において、何度も空襲を受け、戦闘機からの機銃掃射の恐怖や爆撃機から投下された焼夷弾による火災と逃げ惑う人々の様子を忘れることができません。配給物資が不足していたため、育ち盛りであったにもかかわらず十分な栄養を摂ることができず、大変ひもじい思いもしました。その原告にとっては、戦争とは、恐怖と飢えの苦しみの記憶です。

また、労働組合活動に従事してきた原告は、労働組合役員としての活動だけではなく、反核、反戦、平和運動にも積極的に参加しました。その原点にあるのが、先の大戦で父親を亡くし、その後母子で苦難の道のりをたどった経験です。

7 このように、第2陣の原告らは、それぞれの人生経験やバックボーンは多種多様ですが、原告らに共通しているのは、戦争を絶対にしてはいけない、繰り返してはならないという平和への願いです。第2陣の原告らも、日本国憲法の平和主義の理念を人格形成の中心に位置付け、自らのアイデンティティーを確立してきました。

8 このように、第1陣及び第2陣の原告らは、それぞれの体験、職業経験、人生経験から、日本国憲法の平和主義の理念を人格の中心に位置付け、自らのアイデンティティーを築いてきました。そのような原告らは、二度と日本が戦争をしたり、戦争に巻き込まれることはないと考え、信じていました。

ところが、新安保法制法の制定・施行によって、原告らは、日本が戦争に巻き

込まれるのではないかという強い不安を感じています。このような不安感は、決して漠然としたものではありません。戦争や原爆の想像を絶する恐怖、絶望、痛み、悲しみなどを実体験し、または、父母などから直接その体験を幾度も聞き追体験している第1陣の原告ら、そして、自らの体験、人生経験から平和を切実に願う第2陣の原告らであるからこそ、自身の経験と結びついてしまうことで、その不安を具体的で明確なものとして感じることができ、原告らの心を大きく乱し、痛めつけ、苦しめています。

また、新安保法制法の制定・施行は、原告らが築き上げてきた自らのアイデンティティーを根底から否定するものです。日本国憲法の平和主義とともに生きてきた原告らにとっては、新安保法制法の制定・施行は、自らの人生の否定であり、人格の否定です。これほど具体的で大きな精神的苦痛はありません。

そして、これらの精神的苦痛は、原告らの人格の中心にある日本国憲法9条を、憲法改正手続きを経ることなく実質的にその内容を変えられてしまったことによってもたらされており、それに対する憤りや精神的苦痛の大きさは想像するに余りあります。

このように、原告らの受けた被害及びそれによる精神的苦痛は、「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」では決してありません。

以上のことを、原告らの陳述書によって立証します。

以 上